

# 転 出 届 ㊞

住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方は、この転出届に必要な事項を記入し、神崎市役所に郵送したあと、住基カードを持って転入地市町村役場で転入届を行ってください。ただし、この転出届が神崎市役所に届き転出の処理を行わないと、転入届が出来ませんので、郵送後 3 日程度（閉庁時除く）経過後転入届をしていただくようお願いいたします。

※既に新しい住所に移り、14 日以上経っている方は、住基カードを利用した転入届ができませんので、必ず転出証明書を取っていただくようお願いいたします。

※住基カードをお持ちでない方は、転入届出時に転出証明書が必要になりますので、この届出書と、申請者確認のため運転免許証等のコピー（もっていない場合は（保険証+年金証書）（保険証+学生証）などのコピー 2 点）と返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼付してください）を同封し送付してください。こちらから転出証明書を郵送いたします。

神崎市長 様

住基カードを利用した転出をする		はい・いいえ <small>（「はい」の場合、住基カードを持っていることが必要です。）</small>			
異動日（引越日）	平成 . .	届出義務者（本人・世帯主）	電話番号（必ず記入してください）		
届出日（受付日） <small>※届け日は職員が記入しますので、記入しなしてください。</small>	平成 . .	氏名 <span style="float: right;">㊞</span> <small>（本人、若しくは神崎市での世帯主しか届人になれません）</small>	※昼間の連絡先 自宅（携帯） — — 勤務先など — —		
これからの住所 県		方書（アパート名など）	これからの世帯主		
今までの住所 神崎市 町 番地			今までの世帯主		
新世帯主（※世帯主が出る時のみ記入）		続柄	<b>【備考】</b>  <b>【注意事項】</b> ・転出届には、昼間連絡がとれる連絡先を必ず記入してください。 ・住民票コードは、分かる場合のみ記入してください。 ・国民健康保険、国民年金、介護保険、老人医療、税関係で別途窓口にて手続きが必要な場合もあります。 ・住基カードが一時停止の場合は住基カードを利用した転出、転入届はできません。（転入届の際には、転出証明が必要になります）		
転 出 す る 人	(フリガナ) 氏 名	姓 別		続 柄	生年月日
	1			男・女	明・大・昭・平 ・ .
	住民票コード				
	2			男・女	明・大・昭・平 ・ .
	住民票コード				
3		男・女		明・大・昭・平 ・ .	
住民票コード					
4		男・女	明・大・昭・平 ・ .		
住民票コード					
5		男・女	明・大・昭・平 ・ .		
住民票コード					
〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町神崎 410 番地 神崎市役所 市民課		移動事由	41 減 転 出	変更区分	
			1 全部	2 一部	